

大石中町汚水処理施設解体撤去工事に係る
施工監理業務

仕 様 書

令和8年2月

大津市 環境部 環境施設課

第1章 総 則

1. 業務委託の名称

大石中町汚水処理施設解体撤去工事に係る施工監理業務

2. 委託期間

契約締結日の翌開庁日 から 令和 9 年 9 月 30 日 まで

3. 業務の目的

本業務委託（以下「業務」という。）は、大石中町汚水処理施設解体撤去工事を行うにあたり、設計・施工一括発注方式による要求水準書等において定めた事項を適正に実施すべく、本市にて先に実施した有害物質事前調査・分析の結果を踏まえ、石綿等へのばく露、周辺環境への影響等が生じないよう当該工事の施工監理を実施するほか、工事関係書類の審査・取りまとめ等を行い、当該事業の確実かつ適切な実施を図ることを目的とする。

なお、本解体撤去工事の工事概要については、1) 放流管切替工、2) 浚渫工、3) 調整池斜路設置工、4) 汚水処理施設（建築物・プラント設備等）解体撤去工、5) 外構工、6) 残留物処理・処分工であるが、本業務については、4)～6)を業務対象とし、上記委託期間の内、14か月を実施期間として想定している。

4. 仕様書の適用

本仕様書は本業務に適用する。業務の実施にあたり受託者は本仕様書に従い施行すること。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、又は業務の性質上、必要と思われるものについては、受託者の責任において全て用意すること。

5. 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

(1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他委託者工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、委託者に報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。

受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、委託者と協議するものとする。

6. 解体対象施設の概要等

解体工事範囲は別紙1参照、解体対象施設の概要等は次のとおり

- (1) 施設名称：大石中町污水处理施設
- (2) 所在地：大津市大石中六丁目（別紙位置図）
- (3) 施設規模等：表1のとおり

表1 解体対象物概要

主要対象施設	概要
管理棟	鉄骨平屋（延床面積 29 m ² ）、浄化槽（6人槽）、制御盤5面
脱水棟	鉄骨2階（延床面積 45 m ² ） 汚泥脱水機、ケーキホッパー、ポリマー貯槽、 ポリマー貯槽用攪拌機、ポリマー注入ポンプ
キュービクル	屋外キュービクル（動 75 k v A 電灯 10 k v A）
ブロワ室（ブロワ設備）	補強C B造平屋（13 m ² ） 遊水池ブロワ、調整槽ブロワ、空洗ブロワ、攪拌ブロワ

処理槽	原水調整槽（150 m ³ ）	原水ポンプ、原水計量器
	第1凝集沈殿槽	第1混合槽(1)攪拌機、第1混合槽(2)攪拌機、第1凝集槽攪拌機、 第1沈殿槽汚泥掻寄機、第1汚泥引抜ポンプ、第1中和槽攪拌機
	回転円板装置	酸化回転円板、硝化回転円板、脱窒回転円板、再曝気回転円板
	第2凝集沈殿槽	第2混合槽(1)攪拌機、第2混合槽(2)攪拌機、第2凝集槽攪拌機、 第2沈殿槽汚泥掻寄機、第2汚泥引抜ポンプ、第2中和槽攪拌機
	ろ過原水槽（15 m ³ ）、処理水槽（12 m ³ ）、滅菌槽（3 m ³ ）	ろ過原水ポンプ、砂ろ過器、逆洗ポンプ、自動弁用コンプレッサー、 活性炭吸着塔、滅菌器、サンプリングポンプ
	汚泥濃縮槽（8 m ³ ）、 雑排水槽（2 m ³ ）	濃縮汚泥引抜ポンプ
	汚泥貯槽（45 m ³ ）	汚泥供給ポンプ
タンクヤード	苛性ソーダ貯槽（10 m ³ ）	苛性ソーダ注入ポンプ（第1凝集用）、苛性ソーダ注入ポンプ（第2凝集用）、 苛性ソーダ注入ポンプ（硝化用）、 苛性ソーダ注入ポンプ（中和用）
	メタノール貯槽（5 m ³ ）	メタノール注入ポンプ
	塩化第二鉄貯槽（4 m ³ ）	塩化第二鉄注入ポンプ（第1凝集用）、 塩化第二鉄注入ポンプ（第2凝集用）

硫酸貯槽 (2 m ³)	硫酸注入ポンプ(第1中和用)、硫酸注入ポンプ(第2中和用)
次亜塩素酸ソーダ貯槽 (3 m ³)	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ
ポリマー貯槽 (2 m ³)	ポリマー貯槽用攪拌機、ポリマー注入ポンプ(第1凝集用)、 ポリマー注入ポンプ(第2凝集用)
硝化ソーダ貯槽 (1 m ³)	硝化ソーダ貯槽用攪拌機、硝化ソーダ注入ポンプ
りん酸貯槽 (1 m ³)	りん酸貯槽用攪拌機、りん酸注入ポンプ

7. 業務の内容

- (1) 工事に係る施工監理
- (2) 工事関係書類・図書等の審査・取りまとめ
- (3) 定例打合せ・協議

8. 業務の基本原則

受託者は業務にあたり、原則として次のとおり行うこと。

- (1) 解体作業計画監理及び工事に係る施工監理について、受託者は委託者と密に連絡・調整を行い、主導的に監理すること。
- (2) 受託者は工事の課題、問題点等を把握し、適切な監理を行うとともに、委託者・工事受注者に対して適切な技術的助言を行うこと。
- (3) 受託者は工事現場に臨み、委託者の意を体して厳正に工事を監理すること。
- (4) 受託者は工事全般に係る疑義に応じられるよう工事請負契約の内容、施工計画、施工工程、現場の状況等に精通し、工程・進捗を促進すること。
なお、受託者は工事受注者が作成した工事内訳書について精査を行い、その進捗について厳正に監理すること。
- (5) 受託者は工事受注者に指示する場合には、全て書面をもって行き、その控えを保管すること。
受託者が直接工事受注者に指示した事項については、その内容を速やかに委託者に報告すること。
- (6) 受託者は関係機関等との協議を必要とする場合（委託者から指示した場合を含む）、または協議を求められた場合（委託者が求めた場合を含む）は、誠意をもってこれにあたり、書面をもってその内容を速やかに委託者に報告すること。
- (7) 受託者は、定例会議を開催すること。定例会議に必要な資料について、工事受注者に対して提出を求めることとし、受託者は、それらを取りまとめ定例会議資料を作成するとともに、開催にあたり参加者（委託者、工事受注者等）を招集すること。
また、定例会議後、速やかに議事録を取りまとめ、参加者の確認を得ることとする。
- (8) 本仕様書に明記なき事項であっても業務の遂行上、必要なものについては、受託者は委託者と協議の上、実施すること。

9. 業務の実施体制

業務は原則として「重点監理」であるが、受託者は次の実施体制に基づき、業務を遂行すること。

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、業務における管理技術者、担当技術者を定め、書面をもって委託者へ提出し、承諾を得ること。
- (2) 受託者は業務着手にあたって業務計画書を作成し、委託者の承諾を得ること。また、同計画書の内容を管理技術者から工事受注者へ当初に説明し、周知徹底すること。
- (3) 管理技術者及び担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (4) 受託者は管理技術者の下に担当技術者を置くことができる。
- (5) 管理技術者は前項の担当技術者を兼ねることができる。
- (6) 管理技術者は業務の全般にわたって技術的指導、管理を行うものとし、㉞一級建築士の資格、又は㉟技術士で建設部門（選択科目を「建設環境」とするものに限る）、又は衛生工学部門（選択科目を「廃棄物・資源循環」又は技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）による改正前の技術士法施工規則による「廃棄物管理」とするものに限る。）、又は総合技術管理部門（衛生工学一般及び廃棄物・資源循環）の資格を有する者、あるいは、RCCM（廃棄物部門）の資格を有する者を配置すること。
- (7) 担当技術者にあつては、管理技術者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める者であること。ただし、次に掲げるいずれの要件にも該当する管理技術者であるときは、それぞれ次に定める者であることを要しない。
 - a (6)㉞に掲げる管理技術者 (6)㉟に掲げる要件に該当する者
 - b (6)㉟に掲げる管理技術者 (6)㉞に掲げる要件に該当する者
- (8) 管理技術者及び担当技術者は技術者届を提出後、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等の止むを得ない理由により変更を要する場合には、新たに配置する管理技術者の業務実績や資格要件を証明する書類を提出し、委託者の承諾を得ること。
- (9) 施工監理の方法等については、委託者と詳細を調整の上、指示に従うこと。

10. 提出書類

受託者は委託者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出すること。

なお、承諾(確認)を受けた事項を変更するときは、その都度、承諾(確認)を得ること。

- (1) 業務着手時
 - ① 着手届
 - ② 技術者届
 - ③ 業務工程表
 - ④ 業務計画書
 - ⑤ その他必要な書類
- (2) 業務期間中
 - ① 工事監理報告書（月報）（月報は翌月10日までに報告・提出すること）
 - ② 検査記録等（月単位でとりまとめ、月報に添付すること）
 - ③ 各協議録（都度作成し、確認を得たものを提出すること）

- ④ その他必要な書類 (委託者の指示された日までに提出すること)

(3) 完了時

- ① 業務報告書(年度別・全体)
- ② 完了届
- ③ 請求書
- ④ その他必要な書類

1 1. 業務計画書の作成

上記提出書類に記す業務計画書は、下記による。

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、本市に提出し承諾を受けること。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載すること。
 - ① 業務概要
 - ② 実施方針
 - ③ 業務工程
 - ④ 業務組織計画
 - ⑤ 定例会議及び打合せ計画
 - ⑥ 監理項目
 - ⑦ 検査・立会計画
 - ⑧ 年度別人工計画
 - ⑨ 成果品の内容、部数
 - ⑩ 使用する主な図書及び基準
 - ⑪ 連絡体制(緊急時含む)
 - ⑫ その他
- (3) 業務計画書について、その内容を変更しようとする場合は、その都度、業務計画書(変更)を作成し、承諾を受けること。

1 2. 法令等の遵守

受託者は業務の実施にあたり、次に示す諸法令、条例、通知、要綱、指針、基準、規格等を遵守すること。

なお、改正等がされているものは、最新の法令等に則ること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則及び関係通知
- (2) 労働安全衛生法、同施行令、同施行規則及び関係通知
- (3) 作業環境測定法、作業環境測定基準、作業環境評価基準
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、同施行令、同施行規則及び関係通知
- (5) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (6) 環境基本法
- (7) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の環境関連法、同施行令、同施行規則及び関係通知
- (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、同施行令、同施行規則及び関係通知

- (9) 土壌汚染対策法、同施行令、同施行規則及び関係通知
- (10) 建築基準法、同施行令、同施行規則及び関係通知
- (11) 消防法、同施行令、同施行規則及び関係通知
- (12) 労働基準法、同施行規則及び関係通知
- (13) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同施行令、同施行規則及び関係通知
- (14) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令、同規則及び関係通知
- (15) 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日 環境庁告示第13号）
- (16) 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）の一部を改正する告示（平成25年2月21日 環境省告示第9号）
- (17) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定の方法（平成4年7月3日 厚生省告示第192号）
- (18) 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日 環境庁告示46号）
- (19) 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律
- (20) 石綿障害予防規則
- (21) 建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日 基発第0821003号）
- (22) 建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について（平成18年8月21日 基安化発第0821001号）
- (23) 建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について（平成20年7月17日 基安化発第0717003号）
- (24) 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会）
- (25) 建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について（平成18年7月4日 環水大大発第060704002号）
- (26) 石綿含有廃棄物等の適正処理について（平成23年3月31日 環廃対発第110331001号、環廃産発第110331004号）
- (27) 新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会編）
- (28) 石綿作業主任者テキスト（中央災害防止協会編）
- (29) JIS K 3850-1「空気中の繊維状粒子測定方法」
- (30) 重電機器等から微量のPCB が検出された事案について（平成16年2月17日 環廃産発第040217005号）
- (31) 低濃度PCB 汚染物の届出等の徹底について（平成17年12月19日 環廃産発第051219001号）
- (32) PCB 使用安定器の処理について（平成14年9月 環境事業団ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会技術部会）
- (33) PCB 使用照明器具の点検・判別、取扱及び保管について（社団法人日本照明器具工業会）
- (34) 絶縁油中のポリ塩素化ビフェニル(PCB)の分析方法規定（JEAC 1201-1991）
- (35) 絶縁油中の微量PCB に関する簡易測定法マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）
- (36) PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- (37) 微量PCB 汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル

対策部産業廃棄物課)

- (38) 建設工事から生じる廃棄物の適正処理について（平成23年3月30日 環廃産第110329004号）
- (39) 産業廃棄物管理票制度の運用について（平成23年3月17日 環廃産発第110317001号）
- (40) 廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（国土交通省）
- (41) 滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱
- (42) 滋賀県条例、規則、要綱等
- (43) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例
- (44) 大津市産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱
- (45) 大津市条例、規則、要綱等
- (46) 滋賀県一般土木工事等共通仕様書
- (47) その他関係法令及び関係基準等

1 3. 資料の貸与

業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、委託者が保有する資料等で業務履行上、必要なものは貸与する。貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、委託者に提出し、業務完了とともに返納すること。

1 4. 機密の保持

受託者は業務において知り得た機密事項を第三者に漏らさないこと。また、受託者は中立性を保つこと。

1 5. 業務の完了

業務は完了検査、周辺環境等調査、並びに本仕様書に指定する提出図書一式の納品をもって完了とする。

ただし、工事の遅延に伴い、期間を延長する場合は協議の上、変更することがある。

1 6. 議事録の提出

受託者は打合せ及び協議の都度、速やかに議事録を作成し、委託者に提出すること。

1 7. 疑義の解決

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、受託者は委託者と十分に協議を行い、業務の遂行に支障を来さないよう努めること。

1 8. 提出図書等

受託者は委託期間の完了日までに、あらかじめ委託者と協議、精査した上で、次の図書等を提出すること。

- (1) 施工監理報告書 : 2部
- (2) 打合せ議事録 : 2部
- (3) 協議書・報告書 : 2部

- (4) 検査報告書 : 2部
- (5) 仕様書履行報告 : 2部

19. 測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS)

受託者は、契約時又は完了時において業務委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請すること。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出すること。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

第2章 業務内容

1. 一般事項

- (1) 受託者は委託者が工事受注者と契約した工事の契約書、仕様書等に基づき、当該工事が工事受注者によって安全かつ適正に施工されるよう施工監理を行うこと。
- (2) 受託者が業務を遂行するにあたり、受託者は委託者との関係について工事受注者及び工事受注者の施工関係者に周知すること。
- (3) 受託者は工事受注者及び工事受注者の施工関係者、並びに地元との関係に留意し、施工に支障を来さないよう配慮すること。
- (4) 受託者は委託者が行う検査に立会い、委託者が求める説明に応じること。
- (5) 受託者は自己の提出する報告書、具申書等は全て控えを取り、常に工事の経過が明らかとなるよう書類等を管理すること。
- (6) 受託者は工事の進捗状況等に関して工事受注者に工程表、工事履行報告書 (月報) 等を提出させ、その内容について確認すること。
- (7) 工事中及び工事竣工後、当該工事によって生じる排気、排水、解体廃棄物等が周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な指導、監督を行うこと。

2. 施工計画監理

- (1) 受託者は現地の状況等を考慮の上、全体施工計画、全体施工工程等を検討し、工事受注者との協議・調整を経た上で、その結果に意見を付して委託者に報告すること。
- (2) 着工に先立ち、工事発注仕様書の内容、工事受注者との協議を踏まえ、解体作業計画書、仮設計画書、施工要領書、工事費内訳書等を確認・審査し、適切な指導を行うこと。
- (3) 解体作業計画書等の審査にあたっては、委託者の意図するところを計画書や施工要領書に反映するよう審査、指導すること。想定される審査書類等は次のとおりとするが、他にも必要となる書類がある場合は、それらについても同様に審査すること。

- ① 建設工事計画届 (解体作業計画書)

着工に先立ち、解体作業管理区域、保護具選定に係る管理区域、解体工法、仮設材、工事用機械、施工・安全衛生管理体制、労働安全衛生教育、工事工程等を確認し、協議・決定する他、必要機材の手配先、専門業者等を確認すること。

なお、解体作業計画書の取りまとめにあたっては、大津労働基準監督署と十分な事前協議を行い、指導を踏まえること。

② 建築物解体等作業届及び特定粉じん排出等作業実施届出書

解体対象施設において使用が確認された石綿含有建材等はレベル2及びレベル3のものであったため、作業計画書の作成、特別教育、作業主任者の選任、保護具の管理、作業記録の作成、立入禁止措置とその掲示等を行うなど、工事受注者に適切な指導を行うこと。あわせて、「石綿障害予防規則」及び「大気汚染防止法」に基づき、石綿含有建材等使用箇所の解体方法、作業工程等について確認・協議し、建築物解体等作業届及び特定粉じん排出等作業実施届出書を大津労働基準監督署へ提出するよう指導すること。

③ 特定建設作業実施届出書

「騒音規制法」、「振動規制法」、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」に該当する特定建設作業を実施する場合には、その作業内容等について確認・協議した上で、特定建設作業実施届出書を本市環境政策課へ提出するよう指導すること。

④ 分別解体に関する通知書

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第11条の規定に基づき、委託者が工事着手までに「分別解体に関する通知書」を本市建築指導課へ提出するにあたり、必要な情報等について工事受注者と確認・協議を行った上で、適切な助言等を行うこと。

(4) 地域住民等との協議・折衝は原則として委託者が行うものとするが、受託者も必要に応じて同席すること。また、受託者はそのための書類等の取りまとめ・審査を行うほか、その経過を把握し、適切な助言等を行うこと。

3. 施工監理

(1) 受託者は施工に先立ち、工事受注者から必要な施工要領書（各種安全計画を含む。）、実施工程等を受領し、内容を精査した上で意見を付して委託者に報告すること。

(2) 受託者は次により工事の促進を図ること。

① 受託者は全体施工計画、全体施工工程等と照合の上、常に工程に留意し、段取り、機材手配等があらかじめ定められた手続きによって進められていることを確認するとともに、工事受注者に必要な指示を与えること。

② 受託者は工事が遅延する恐れがある時には、意見を付して委託者に報告するものとし、その処置については、委託者の指示によること。

③ 受託者は天災、その他の事故によって工事の進捗が妨げられた時には、その対策について意見を付して委託者に報告するものとし、その処置については、委託者の指示によること。

(3) 受託者は施工に際して工事請負契約書、施工管理・調査要領書、各種施工基準、各種検査基準等に基づき、次の各号の施工検査、並びに管理試験を行い、その結果に意見を付して委託者に報告すること。

- ① 受託者は工事に使用する機材等について、使用前に機材等の品質、数量等を調査し、異常がない機材等については工事受注者に表示、仕分け等を行わせ、調査未済、または不良の機材等と明らかに区別する処置をとらせること。不良品については、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。
 - ② 品質の不同性が少ない機材等については、抜き取り、または見本調査によることができる。
 - ③ 受託者は現場に搬入された機材等について、委託者の承諾なく、工事受注者に持ち出させてはならない。
 - ④ 受託者は委託者からその他試験、検査等を命じられた時には、検査等を行い、その結果・内容を精査した上で委託者に報告すること。
- (4) 受託者は重要な箇所を施工する際には、その施工に立会い、必要に応じて工事受注者に工事写真を撮影させること。
 - (5) 受託者は仕様書、解体作業計画書等が現場の状況、施工条件等に適合しないと認めた際には、意見を付して遅延なく委託者に報告するものとし、その処置は委託者の指示によることとする。
 - (6) 受託者は工事受注者の作成する工事費内訳書・出来高調書について、適切な指導を行い、委託者に報告すること。
 - (7) 受託者は契約変更該当する事象が発生した際は、工事受注者が作成する図書及び金額の精査を行い、委託者に報告すること。
 - (8) 受託者は工事の変更、一時中止、または打ち切る必要があると認めた際には、速やかに意見を付して委託者に報告すること。
 - (9) 受託者は災害防止等において緊急を要する場合には、臨機の処置をとり、その顛末を委託者に報告すること。
 - (10) 受託者は委託者の指示によって工法等の変更が必要になった場合には、資料等を取りまとめ、工法変更等の手続きの準備を行うこと。
 - (11) 受託者は竣工検査等に必要な測定、試験、検査等の結果を整理し、委託者に報告すること。
 - (12) 受託者は安全衛生・公害防止等に十分に配慮するとともに、工事受注者が実施する特別教育及び健康管理について工事受注者と協議の上、改善が必要な事項について適切な措置を講じるよう指導すること。
 - (13) 受託者は工事目的の引渡しを受ける前に工事目的物、または工事受注者が工事施工に伴って第三者に損害を及ぼした時は遅滞なく事実を調査し、その処置について意見を付して委託者に報告すること。
 - (14) 受託者は工事請負契約に基づき、工事受注者から諸申請、または承諾願、その他申し出がある時には、内容を精査した上で委託者に報告すること。
なお、工事受注者が指示に応じない時、または工事請負契約等に違反がある時には、意見を付して委託者に即時報告すること。
 - (15) 受託者は工事受注者が作成する完成図書(データ化したものも含む)の審査を行うとともに、適切な指導を行い、意見を付して委託者に報告すること。
 - (16) 受託者は、実施した業務内容を日報に記録することとし、検査記録、打合せ議事録等の記録を添えて月報としてとりまとめ、翌月10日までに委託者へ提出すること。

4. 定例会議・打合せ等

- (1) 受託者は定例会議（月間工程会議）を原則月1回行うものとし、工事受注者に対する改善指示を的確に行うこと。管理技術者は月間工程会議に必ず出席すること。
- (2) その他の現場打合せは現場の施工状況・進捗に応じて実施すること。
- (3) 打合せ事項・結果、検査立会い等の結果、改善指示事項等は必ず記録し、保存すること。

5. 業務分担

委託者及び受託者は「業務分担表（重点監理）」（別紙）の分担に原則として従うこととするが、ここに記載のない事項が発生した場合には、その都度委託者と協議の上、決定する。

なお、各分担は次の内容を指す。

- ・作成：指示、記録、報告等のために書類を作成すること。
- ・確認：工事受注者（及び受託者）からの提出書類、申し出・報告等の内容が適正であるか否かを確認・審査し、改善指示等を行うこと。
- ・立会：会議・打合せ等に立会い、必要に応じて指示・指導等を行うこと。
- ・検査：当該工事が要求水準書を含む仕様書、解体作業計画書、施工要領書等の内容通りに施工されているかを立会い検査し、判定や改善指示等を行うこと。
- ・報告：作成、確認、立会、検査等を行った事項について、委託者に報告すること。
- ・承諾：工事受注者や受託者からの提出書類等について承諾すること。

6. その他

滋賀県現場技術業務委託共通仕様書第1001条から第1005条、第1007条から第1030条、第2001条から第2006条、第4001条から第4005条のとおりとする。

なお、次表2の左欄に掲げる共通仕様書の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。

表2 読み替え表

第1001条第1項	滋賀県土木交通部	大津市
第1002条第1項	滋賀県知事	大津市長
第1002条第3項	検査要領第5に規定する総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。	総括監督員及び主任監督員を総称している。
第1016条	滋賀県	大津市

(不当要求)
不当介入 (業務妨害) 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
 大津市長 様

(報告者)

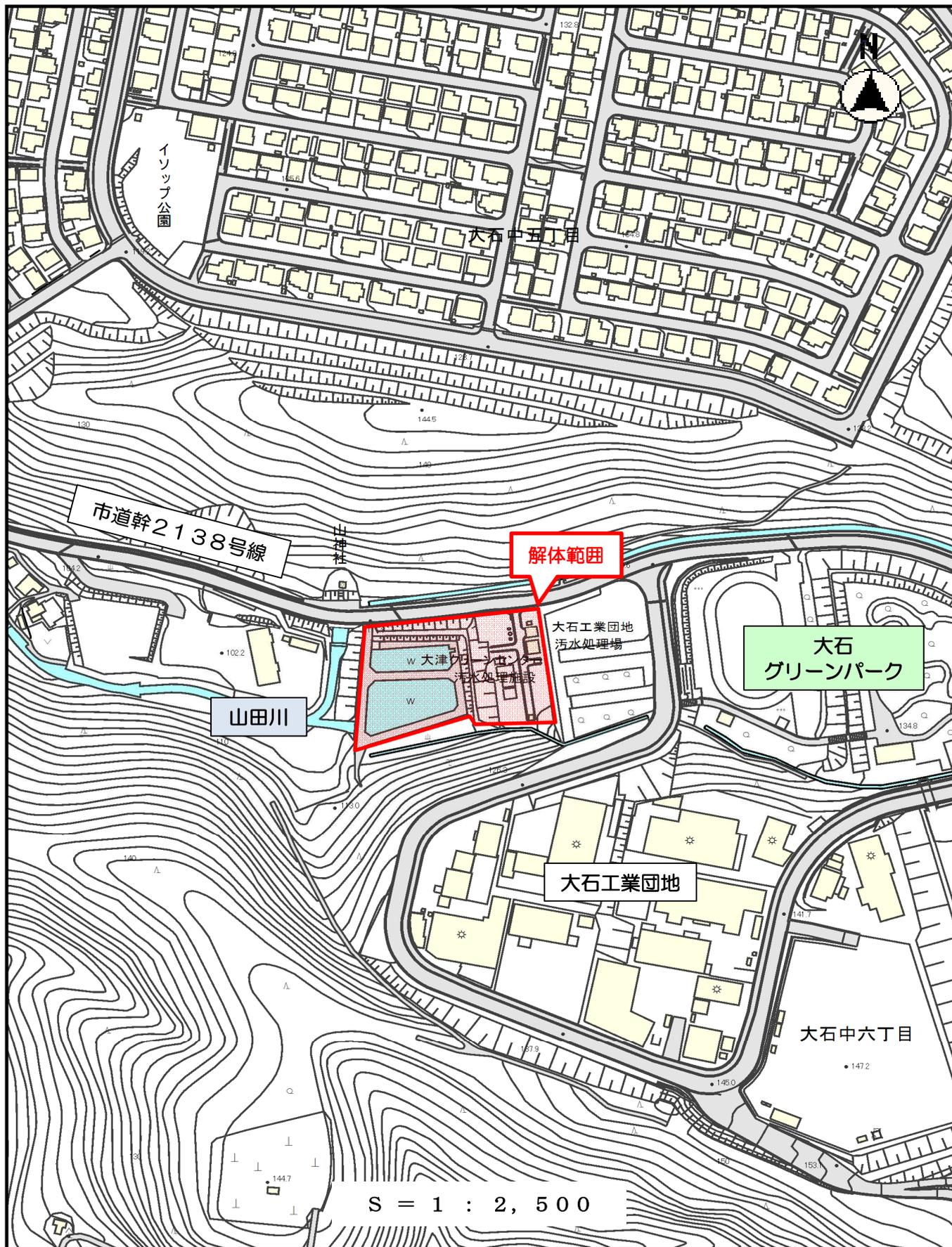
	※	取扱警察	滋賀県	警察署 課	
受注者	所在地	(本社)	電話 () -	F A X () -	
		(現場事務所)	電話 () -	F A X () -	
	名称				
	代表者	(現場事務所の代表者)			
	通報者等	(通報者の職・氏名)		電話 () -	
		(対応者) 所属会社名		電話 () -	
氏名					
		役職			
不当介入の 行為者	住所	電話 () - F A X () -			
	所属				
	役職				
	氏名				
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃				
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () -	F A X () -	
工 事 件 名					
不当介入の 内容・被害 の状況					
警察への 通報の状況	(警察への通報)		有・無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課	
	(通報日時)		令和 年 月 日 時 分頃		

- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課（刑事第二課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して委託者及び所轄警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず受注者（元請負人）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

業務分担表（重点管理）

別紙

業務区分	工事受注者	受託者					委託者（大津市）			
	作成	作成	確認	立会	検査	報告	確認	立会	検査	承諾
工事請負契約関係書類	○		○				○			
業務計画書		○				○	○			○
施工計画書	○		○			○	○			
全体施工工程表	○		○			○	○			
施工体制等	○		○			○	○			
工事費内訳書	○		○			○	○			
内訳書作成要領	○		○			○	○			
数量計算書	○		○			○	○			
解体作業計画書等	○		○			○	○			
関係部署との調整	○	○	○	○		○	○	○		
関係機関への届出等	○	○	○	○		○	○	○		
関係機関検査	○		○	○		○	○	○		
工程会議・打合せ	○	○	○	○		○	○	○		
週間工程表・月間工程表	○		○			○	○			
休日・夜間作業届	○		○			○	○			
打合せ議事録	○	○	○			○	○			
工事日報等	○		○			○	○			
出来形・履行報告書等	○		○			○				○
出来形検査	○		○	○	○	○		○	○	
出来高調書	○		○			○	○			○
承諾願等	○		○	○	○	○				○
検討書・計算書等	○		○			○	○			
施工図・管理図等	○		○			○	○			
検査願等	○		○	○	○	○	○			
報告書等	○		○			○	○			
契約変更等対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資機材搬入	○			○	○	○	○			
施工状況・進捗状況等	○			○	○	○	○			
委託者指示による調査等		○	○	○	○	○	○			
安全衛生管理・教育記録	○		○			○	○			
サンプリング・測定等	○		○	○	○	○	○			
解体廃棄物の処理等	○		○	○	○	○	○			
完成図書	○		○			○	○			
数量集計・精算調書	○		○		○	○	○			
竣工検査	○	○		○	○	○		○	○	
工事監理報告書（月報）		○				○	○			
地元折衝・地元説明	○						○	○		
緊急措置	○		○	○		○	○	○		
健康管理	○	○	○			○	○			
災害時の措置・対策	○		○	○		○	○	○		○



位置図



関津
トンネル

立木山

鹿跳橋

瀬田川

大石東

大石中

業務場所

縮尺 1 : 10000

